

包括外部監査人の監査の結果に基づき又は結果を参考として
措置を講じた旨の通知に係る事項の公表

横浜市報第 34 号 別冊

総口第304号
令和2年3月18日

横浜市代表監査委員
藤野 次雄 様

横浜市長 林 文子

包括外部監査の結果に基づく措置等について（通知）

地方自治法第252条の38第6項の規定により、監査の結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じたので、その旨を別添のとおり監査委員に通知します。

平成 30 年度 包括外部監査

第 4 章 包括外部監査の結果

I 保育・教育運営課

1 市立保育所運営費

(2) 休日の出勤を命令した際の休憩時間の取得について

[監査結果]

指摘 1 市立保育所職員の休憩時間について

休日の通例的でない勤務においても、勤務時間の途中に労働基準法で求められる休憩時間を設けることが必要である。

[講じた措置]

平成 31 年 3 月 11 日に開催の市立保育所全体責任職会議において、議題として、こども青少年局保育・教育運営課から、全園長、副園長に対し、監査結果の報告を行うとともに、休日の通例的でない勤務においても、労働基準法、「横浜市一般職職員の勤務時間に関する条例」で求められる休憩時間を取得するよう、改めて全責任職に周知しました。

指摘のあった 2 区について、令和元年度 4 月以降の状況確認を行い、休憩時間の取得について改善しております。引き続き、各区役所において、保育所に従事する職員の労務管理を実施してまいります。

平成30年度 包括外部監査

第4章 包括外部監査の結果

I 保育・教育運営課

1 市立保育所運営費

(2) 休日の出勤を命令した際の休憩時間の取得について

[監査結果]

意見1 市立保育所職員の休憩時間について

休業日の出勤命令を行う際に、予想される勤務時間に応じてどのような形で休憩を与えるか事前に検討し、事例のような状況の発生を防止することが必要と考えられる。

なお、平日勤務については、「横浜市保育所職員の勤務時間に関する規程」において勤務時間の途中で1時間の休憩時間を与える旨が規定されているため、時間外勤務を行った場合でも、追加的な休憩時間の必要性は生じない。

[講じた措置]

平成31年3月11日に開催の市立保育所全体責任職会議において、議題として、こども青少年局保育・教育運営課から、全園長、副園長に対し、監査結果の報告を行うとともに、休日に勤務する際には、予め上司の承認を得た時間の中で、適切な休憩時間を設定し取得するよう、改めて全責任職に周知しました。

指摘のあった2区について、令和元年度4月以降の状況確認を行い、休憩時間の取得について改善しております。引き続き、各区役所において、保育所に従事する職員の労務管理を実施してまいります。

平成 30 年度 包括外部監査

第 4 章 包括外部監査の結果

I 保育・教育運営課

2 横浜保育室助成事業

[監査結果]**意見 2 「横浜保育室の認可移行について」**

本支援制度により認可外保育施設においても認可保育所基準による保育士の配置が促進され保育の質の向上が図られている、という効果は認められるが、一方、本来の施策目標であった横浜保育室の認可移行が支援対象施設の約 4 割で達成されなかつた、という状況は施策目的の達成という観点からは必ずしも十分とは言えない。

延長された平成 30 年度～平成 34 年度の支援期間においては、支援対象の大半が旧支援期間に支援を受けながら認可移行がされなかつた施設であることを考慮し、施設ごとの移行計画未達成となつた原因を分析し、今まで以上にきめ細かな指導を行うなど、移行計画の達成を促進することが必要と考える。

[講じた措置]

ヒアリングや現地調査を基に、施設毎に移行計画が未達成となつた原因を確認し、対応しています。認可移行に向けた課題や進ちょく、移行時期等は施設によって違いがあることから、それぞれの事情に見合つたサポートを行っています。

また、認可移行に当たり移転が必要な施設に対する新たな取組として、物件エリア情報に施設規模等の詳細情報を掲載したほか、不動産関係団体の協力を得て、物件情報の積極的な提供について所属会員（不動産会社等）に対して依頼しました。

平成30年度 包括外部監査

第4章 包括外部監査の結果

I 保育・教育運営課

3 施設型給付費、保育・教育施設向上支援費、延長保育事業

[監査結果]

意見3 育児休業期間の延長制度への対応について

優先順位付けの業務は短期間に集中し、多くの人員が割かれている。また、保護者に育休延長のための形式的な保育所申請を強いている。育休延長を希望する保護者の利便性の向上や事務の業務量軽減につながるように、引き続き、国に対して制度改善の提案等を行っていく必要があると考えられる。

[講じた措置]

昨年度に引き続き、令和元年6月に国に対して、子どもが2歳になるまでは、自由に育児休業を取得し、育児休業給付金を受けられるよう、育児・介護休業法等を改正することを提案しました。

平成30年度 包括外部監査

第4章 包括外部監査の結果

II 保育対策課

1 保育士宿舎借り上げ支援事業

[監査結果]

意見4 借り上げ支援事業の補助対象施設

現状の支援事業補助金交付要綱第6条においては、「事業実施者等が所有する施設は、対象とならない。」旨が定められていながら、「事業実施者等」に関する明確な定義付けがなされていないなか、現場では「事業実施者及びその役員が所有する施設は、対象とならない。」ものとして運用されていた。

支援事業補助金要綱の実効性を高めるため、「事業実施者等」に関する定義付けを明確化することが望ましい。

[講じた措置]

平成30年11月実施の要綱改正で、「事業実施者等」に関して、役員が所有する施設についても対象とならない旨を明記しました。

平成 30 年度 包括外部監査

第 4 章 包括外部監査の結果

III 子育て支援課

1 私立幼稚園等預かり保育補助事業

[監査結果]

指摘 2 補助金の重複支給

私立幼稚園等預かり保育事業（平日型）補助金について、平成 28 年度第 4 四半期と平成 29 年度第 1 四半期の申請書類において重複して申請され、30 時間分 34,080 円について重複して支給している。

各四半期における横浜市私立幼稚園等預かり保育事業（平日型）補助金交付申請書兼実績報告書の内容を確実にチェックして、補助金を適正に執行されたい。

[講じた措置]

該当園から、重複して支給した 34,080 円の戻入を受けました。

年度をまたがる長期休業日（春休み）分については、年度を分けて申請することを、平成 31 年 3 月に、改めて実施園に注意喚起を行いました。また、長期休業分事業内訳書における審査ポイントをまとめたシートを作成し、年度毎に適正な審査を行い、再発防止に努めています。

平成 30 年度 包括外部監査

第 4 章 包括外部監査の結果

III 子育て支援課

2 私立幼稚園等補助事業

[監査結果]**指摘 3 補助金の使途の変更について**

市は、補助事業に変更がある場合でも、補助金交付額に影響がない場合には事業計画変更届の提出を徹底しておらず、補助事業者から事業計画変更届が提出されていない事例があった。

補助事業者が事業内容等の変更をしようとする場合には、市は、変更後の内容においても引き続き交付の目的や条件に合致しているかどうかを補助事業の変更前に確認する必要がある。また、そのために、事業計画変更届の提出が必要となるケースを明確にするとともに、その内容を補助事業者に周知徹底する必要があると考える。

[講じた措置]

平成 30 年度の申請分より補助事業に変更があった補助事業者には事業計画変更届の提出を依頼し、平成 30 年度末までに変更後の内容も適正であることを確認しました。

また令和元年 6 月、事業者に申請書の提出を依頼する際に配付した私立幼稚園等補助事業事務取扱説明書において、申請した事業計画の内容を変更する場合には、軽微な変更の場合も含め再審査の必要性があるため、事業計画変更届の提出が必要であることを改めて記載し、事業者に周知徹底しました。

平成30年度 包括外部監査

第4章 包括外部監査の結果

III 子育て支援課

2 私立幼稚園等補助事業

[監査結果]**意見5 補助金交付申請書の添付書類について**

私立幼稚園等補助金の交付申請書に添付された補助事業者の「資金収支決算書」の不備について、原因把握がされていない事例があった。提出書類に不備や疑義がある場合には、必要に応じて事業者や神奈川県に問い合わせるなど、その原因を把握した上で、補助金支給の適否を決定する必要があると考える。

また、事業者から入手する資料の入手目的やチェックポイントを明確にし、実効性のある審査を行うことが望ましい。

[講じた措置]

資金収支計算書は、幼稚園等の運営状況を確認し、補助金支給の適否の判断材料の1つとして事業者から徴取しています。令和元年度の申請からは、補助金交付決定の審査にあたりチェックポイントをまとめたシートを作成し、次年度繰越支払資金がマイナスになっている場合や経常的な収入に対して支出が大幅に超過しているような場合には、事業者に問い合わせを行うとともに、必要に応じて神奈川県にも相談するなど、適正な審査を行っています。また、事業者への問い合わせ結果等については、逐次内容を記録し、データにて保管しています。

平成30年度 包括外部監査

第4章 包括外部監査の結果

IV こども施設整備課

1 保育所等整備事業について

[監査結果]

指摘4 「補助対象事業に係る領収書等の提出について」

一定期間を過ぎても事業者より領収書等が提出されない場合は、事業者に対して適時に督促を行う運用を徹底する必要がある。

[講じた措置]

補助事業における進捗管理表に、新たに領収書等のチェック項目を設け、一定期間を過ぎても事業者から領収書等の書類が提出されない場合は、事業者に対して適時に督促を行う運用を徹底するよう、関係職員に周知を図りました。

具体的には、進捗管理表の記載内容や進捗状況を定期的に係長が確認し、担当職員に指導するなどダブルチェックによる運用を行っています。

平成30年度 包括外部監査

第4章 包括外部監査の結果

IV こども施設整備課

1 保育所等整備事業について

[監査結果]

意見6 「補助対象事業に係る領収書等の提出について」

このような状況が生じた理由を分析するに、領収書等の提出時期について、事業者に対して明確に示していないことが挙げられる。また、経費の支払い後、事業者から領収書等を入手したか否かについて、担当職員が適切に管理できていなかったことが挙げられる。

領収書等を確実に入手するために、事業者に対して支払い後何日以内に提出すべきか期限を明確に示すとともに、管理表等を用いて領収書等の入手状況を適切に管理することが望ましいと考える。

[講じた措置]

「補助金交付要綱」において、補助金をもって充てる以外には支払いが困難であると認める場合は、当該経費の支払い後、領収書等については関係書類として保存するとともに、速やかに市長へ提出しなければならないことを定めています。

これに基づき、事業者に対して、新たに書面にて提出期限を明確に示すとともに、進捗管理表に領収書等のチェック項目を設け、入手状況を適切に管理できるよう対応を図りました。

平成 30 年度 包括外部監査

第 4 章 包括外部監査の結果

IV こども施設整備課

2 各種補助金事業について

[監査結果]

意見 7 「補助金交付申請書の添付書類について」

補助金の交付を受けようとする者から補助金交付申請書の提出を受ける際に、添付書類を含めて多くの種類の書類が提出されているが、補助金の交付を受けようとする者においては書類の作成漏れや提出漏れの防止のため、申請を受ける市においては事務作業の効率化のため、提出書類のチェックリストを兼ねたカガミを様式化し、補助金交付申請書とともに提出を義務付けることが望ましい。

[講じた措置]

書類の作成漏れや提出漏れの防止のため、補助金申請様式の他に添付書類の一覧表をチェックリストとして作成し、申請書とともに提出を義務付けるようにしました。

平成30年度 包括外部監査

第4章 包括外部監査の結果

V 児童相談所

1 児童相談所について

(1) 児童福祉司について

[監査結果]

意見8 「児童福祉司について」

横浜市では、近年、児童虐待の相談対応件数が増加を続けており、複雑・深刻な事例も少なくない状況であるが、児童相談所の児童福祉司の総経験年数の平均が3.3年と短い。

児童相談所における専門的な体制の強化のため、担当職員のスキル・経験を蓄積するとともに、対象児童への関わりをなるべく寸断しないよう、児童福祉司の経験年数を長くすることを検討されたい。

[講じた措置]

横浜市では、一般職員人事異動における基本的な考え方を見直し、同一課の在職年数の長期化を図りました。これは児童相談所の児童福祉司の配置状況に係る課題も含め、本市の各職場において、人材育成を行いつつ安定的な執行体制の確保を図るためです。

なお、児童相談所では、担当職員のスキル・経験値によって支援の進捗状況に差が生じないよう、組織的に支援方針を決定しています。各種実務研修や日常的な助言・指導を通じた人材育成・スーパーバイズの取組を充実し、異動サイクルの長期化とあわせ、より一層の資質向上に取り組んでいきます。

平成 30 年度 包括外部監査

第 4 章 包括外部監査の結果

V 児童相談所

1 児童相談所について

(2) 児童相談所におけるアルバイトについて

[監査結果]

意見 9 「アルバイトの予算について」

児童相談所におけるアルバイトは常時雇用されているにもかかわらず、予算には一部しか計上されておらず、期末に流用を行っている。

児童虐待は増加傾向にあり、恒常的にアルバイトを雇用しているのであるから、予定される繁忙度合いに応じた予算計上をされたい。

[講じた措置]

児童相談所のアルバイト雇用経費について、雇用実績を踏まえて予算計上を見直し、令和元年度予算において前年度から 39,008 千円増額しました。

平成 30 年度 包括外部監査

第 4 章 包括外部監査の結果

V 児童相談所

2 一時保護事業について

[監査結果]

意見 10 「一時保護期間の短縮」

市の一時保護所における保護の期間が 40 日程度と、全国平均の 30 日を上回っている。

標準的な支援スケジュールを活用するなどして、一時保護の期間の短縮に努められたい。支援担当の職員が支援に十分な時間を割くことで一時保護期間の短縮につなげるために、児童記録票、援助方針会議提出票などの書類をシステム化するなどして、効率的に作成できるようにすることが望ましい。

さらに、一時保護委託可能な里親の利用を増やすとともに、里親の数を増やす必要がある。

[講じた措置]

一時保護期間の長期化解消に向けて、平成 29 年度「一時保護長期化解消プロジェクト」による支援スケジュールの標準形をあらためて職員に周知し、適時の支援方針の決定に取り組みました。また、児童記録票等の速やかな作成による児童福祉施設等入所調整の円滑化、里親等への一時保護委託の推進に取り組み、一時保護所における保護期間の短縮化を図りました。このほか、里親制度の拡充に向けた普及啓発、実践的な専門研修の実施等による人材育成等にも引き続き取り組むとともに、平成 31 年 2 月から全ての一時保護所にシステムを導入し、相談支援に関する記録を即時閲覧できるように改善を図りました。

これらの取組により、一時保護所の平均保護日数については、平成 30 年度実績で前年度から 1.3 日短縮し、36.8 日となりました。

なお、児童虐待相談対応件数とともに一時保護件数の増加が著しい状況にあります。今後も引き続き、相談支援の充実を図りながら、一時保護期間の短縮に努めていきます。

平成 30 年度 包括外部監査

第 4 章 包括外部監査の結果

VI こども家庭課

1 児童養護施設について

(1) 児童養護施設の定員

[監査結果]

意見 11 児童養護施設の定員

一部の児童養護施設の現員が定員を相当下回っているにもかかわらず、速やかな入所が進んでいない事例がある。

定員に空きのある児童養護施設に対して、受入困難の理由を文書でも得るとともに、積極的に受け入れることを指導されたい。

[講じた措置]

本市が所管する全ての児童養護施設に対し、施設入所の方針決定がされた児童が速やかに入所できるよう、平成 31 年 3 月、令和元年 6 月、8 月、10 月と繰り返し、施設長会等で依頼しました。

また、個別に施設を訪問し、受入困難の理由を把握するとともに積極的な入所受け入れについて指導を行いました。今後、改めて受入困難の理由について文書で確認する等の対応を行っていきます。

平成30年度 包括外部監査

第4章 包括外部監査の結果

VI こども家庭課

1 児童養護施設について

(2) 児童福祉負担金の収入未済

[監査結果]

意見12 児童福祉負担金の収入未済について

児童福祉費負担金の滞納に関して、督促記録は残っているが、滞納している理由などの個別の状況について、正式な台帳に残していない。

児童福祉費負担金については、児童相談所の措置で子供を入所させ、親の同意が得られていないケースもあるなど、慎重な対応が必要となる場合もあるため、個別の状況を正式な台帳に残して管理することが望ましい。

[講じた措置]

費用負担者による相談や児童相談所からの情報提供があった場合に、内容等を記録し、課内で共有できるよう台帳を作成しました。

平成 30 年度 包括外部監査

第 4 章 包括外部監査の結果

VI こども家庭課

2 里親について

[監査結果]

意見 13 里親の増加

国の「新しい社会的養育ビジョン」の方針では両親による養育が困難な場合に、里親や特別養子縁組による家庭養育優先の理念を掲げ、たとえば乳幼児期の里親委託率を 75%に引き上げようとしており、登録里親候補の担い手の確保と育成が急務である。

そのために、市として、里親を増やす目標を持つべきである。

また、里親を知ってもらうために、幅広く企業や NPO 等とも連携して、人目につく周知方法を増やされたい。また、近年、社会貢献への関心も高まっており、社会に対し何らかの貢献をしたいと考えている方も増えていることから、こうした方に里親のことを周知することで、里親を増やすなど効果的な周知方法を検討されたい。

さらに、民間のフォースタリング機関との連携も検討されたい。

たとえば、大阪府では、赤ちゃんのみ、短期の里親を増やしているなど、都市部の試みが参考になる。横須賀市は、日本財団と連携して、社会養護が必要な子供たちの特別養子縁組を推進する事業を進めている。

[講じた措置]

「横浜市中期計画 2018~2021」において、社会的養護体制の充実に関する指標を「里親等への新規委託児童数」としました。

里親制度の周知については、市ホームページへの里親制度に関する情報の掲載、制度説明会を令和元年 5 月から令和 2 年 2 月までの間に年 5 回開催、啓発講演会を令和元年 10 月に開催、企業と連携した啓発イベントを同 8 月から令和 2 年 1 月までの間に 5 回実施し、交通広告等を実施しています。今後も説明会や啓発イベントの開催日時や場所を工夫し、より多くの方に情報が届くための工夫を行っていきます。

また、里親リクルートや育成、委託里親への支援等により一層取り組むため、児童相談所などの関係機関が連携した、本市におけるフォースタリング業務の実施体制の検討を進めています。

平成 30 年度 包括外部監査

第 4 章 包括外部監査の結果

I こども家庭課

1 児童虐待防止啓発地域連携事業

[監査結果]

意見 14 虐待の予防と早期対処について

虐待を予防し、早期に対処するために、どこに啓発していけばよいか、事例を分析して、アプローチの方法を研究されたい。

また、事例分析を通じて、虐待が起こりにくい状況を分析し、その内容を啓発されたい。

横浜市にある全国唯一の児童虐待問題の研修等を行っている、子どもの虹情報研修センターと協力するなどして、実施されたい。

例えば、保護者のサポートのため、申請書類に SNS の送付の可否欄を設けて、SNS での情報提供をするとか世代に対応した施策を検討されたい。

[講じた措置]

本市の児童虐待相談対応件数は、年々増加しており、特に平成 30 年度の通告・相談の経路別内訳は、警察や他都市の児童相談所、市役所内部機関等の関係機関からが大きな割合を占めています。

一方で、身近な存在である家族・親戚からの通告・相談は、関係機関からの通告・相談に比べると少なく、児童虐待の更なる縮減・早期発見のためには、家族・親戚からの通告・相談を増やす取組が必要不可欠です。

令和元年度は外部有識者で構成する「重篤事例等検証委員会」を 12 月末までに 3 回開催したほか、令和元年 7 月 1 日には本市職員で構成する「児童虐待事例等内部検証委員会」を開催し、平成 30 年度に発生した児童虐待による重篤事例等の分析を行い、委員から、児童虐待の未然防止、早期発見に向けて、家庭での事故予防の啓発、離乳食期の支援、家族全体へのアプローチ等について、さらに進めていくよう意見をいただきました。

こうした状況を踏まえ、令和元年度は新生児の保護者に向けた「児童虐待に関するリーフレット」及び子育てに悩んでいる保護者に向けた「体罰によらない子育て等のリーフレット」を新たに作成・配付し、家族・親戚など身近な方への広報・啓発にさらに力を入れていきます。また、若い世代からの相談機会を増やすため、令和元年 12 月から SNS を活用した虐待相談受付の実施について、検討を開始しました。

平成30年度 包括外部監査

第4章 包括外部監査の結果

VI こども家庭課

4 横浜型児童家庭支援センター運営費補助・子育て短期支援事業について

(1) 市ホームページでの施設名称等の公開について

[監査結果]

意見15 横浜型児童家庭支援センターの存在の周知について

利用者にとって、パンフレットや社会福祉法人等のホームページにより一定の情報は得られるものの、より多くの人にセンターの存在を周知するという点では、情報の提供が不十分であると考える。

よって、横浜型児童家庭支援センターの施設名称や住所、設置（運営）主体のホームページとのリンク等、市民にとって有用と考えられる情報を市ホームページにて公開することが望ましいと考える。

[講じた措置]

市ホームページに各区の児童家庭支援センターの名称や連絡先の一覧を掲載し、センターのホームページのURLへのリンクを設定しました。

平成30年度 包括外部監査

第4章 包括外部監査の結果

VI こども家庭課

4 横浜型児童家庭支援センター運営費補助・子育て短期支援事業について

(2) パンフレットの記載情報拡充について

[監査結果]

意見16 横浜型児童家庭支援センターへの相談方法の周知について

利用者にとって、センターへの相談方法が複数用意されていることを周知するという点では、情報の提供が不十分であると考える。

よって、横浜型児童家庭支援センターのURLやメールアドレスといった情報を拡充するなど、利用者にとって有用と考えられる情報を整理したうえで、パンフレットの記載内容を見直すことが望ましいと考える。

[講じた措置]

市ホームページに各区の児童家庭支援センターの名称や連絡先の一覧を掲載し、センターのホームページのURLへのリンクを設定しました。

新たな児童家庭支援センターの開所に合わせ、利用者向けパンフレット「横浜型児童家庭支援センター利用のご案内」の更新を行い、相談方法等に関する記載の見直しを行いました。

平成30年度 包括外部監査

第4章 包括外部監査の結果

VI こども家庭課

5 民間児童福祉施設耐震対策事業

[監査結果]

指摘5 「補助対象事業の事業実績報告書について」

提出書類に不足があった場合は、事業者に対して適時に督促を行う運用を徹底する必要がある。

[講じた措置]

不足があった提出書類については、事業者に対して督促の上、受領しました。

また、「補助金実績報告書類チェックリスト」を作成し、適時に提出書類の督促ができるよう、令和元年度分から、提出が必要な書類及び各書類の受領年月日の記載により進行状況を管理することとしました。

平成30年度 包括外部監査

第4章 包括外部監査の結果

VI こども家庭課

5 民間児童福祉施設耐震対策事業

[監査結果]

意見17 補助対象事業の事業実績報告書について

実績報告書の様式に領収書等の提出に関する記載がないため、事業者等が領収書等を提出する必要があることを認識しづらいこと、担当職員が提出書類に不足がないかチェックする際に見落としやすいことが挙げられる。

領収書等を確実に入手するために、実績報告書の様式の記載内容を見直す要綱の改正を検討されたい。

[講じた措置]

横浜市児童養護施設等整備費補助金交付要綱を改正し、事業者からの提出書類として、新たに「領収書」を追加しました。

併せて、適時に提出書類を督促できるよう、提出が必要な書類及び各書類の受領年月日を記載して進行状況を管理する「補助金実績報告書類チェックリスト」を作成しました。

平成30年度 包括外部監査

第4章 包括外部監査の結果

VI こども家庭課

6 母子父子寡婦福祉資金貸付事業

(1) 滞納者の個別情報管理について

[監査結果]

意見18 母子父子寡婦福祉資金貸付事業に係る滞納管理について

個票には定まった様式がないことから、記載する項目や内容は、担当者の知識や経験による部分が大きいものと考える。研修のみによる知識の定着には限界があり、経験の浅い担当者にとって、滞納管理に必要な項目や内容を網羅的に記載することは難しい状況であるといえる。

滞納者の個別情報管理は、滞納管理に非常に有効と考えられるため、個票に記載すべき項目や内容の整理を行い、個票の統一的な様式、マニュアル等を作成することが望ましいと考える。

[講じた措置]

マニュアルを作成して、個票に記載すべき事項を整理し、統一の様式にマニュアルで定めた内容を記載するように定例会等で関係職員へ周知徹底しました。

平成30年度 包括外部監査

第4章 包括外部監査の結果

VI こども家庭課

6 母子父子寡婦福祉資金貸付事業

(2) システムでの一元的な情報管理について

[監査結果]

意見19 母子父子寡婦福祉資金貸付事業に係る情報管理について

スプレッドシートによる情報管理は、各種情報の統合を進めるなど一元化に向けて取組を実施しているとのことである。しかしながら、スプレッドシートなどによる情報管理には限界があり、より効率的かつ効果的に滞納管理を行うためには、高度なシステム化が必要になると考える。

ほかの貸付事業では滞納管理も含めてシステム化するなど、事業運営の効率化、有効化を図っている。そのため、本事業においても、次回のシステム更新にあたっては、一元的に情報管理ができる仕組を構築することが望まれる。

[講じた措置]

令和2年度に、福祉保健システムに交渉記録の登録・照会・印刷ができる機能を追加し、効率的かつ効果的な滞納管理を進めます。

平成 30 年度 包括外部監査

第 4 章 包括外部監査の結果

I こども家庭課

1 児童扶養手当支給事業

[監査結果]

指摘 6 児童扶養手当返納金の滞納催告

児童扶養手当返納金の滞納について、平成 30 年 7 月の催告の電話をかける際に、抽出漏れが 1 件あり、催告の電話をしていないことが判明した。

催告の電話をかける債務者の抽出方法を明確にして、催告を実施する必要がある。

[講じた措置]

催告及び電話納付案内を行う基準を、①前年度までの児童扶養手当返納金の債務者のうち、督促済みの方 ②前回催告も返納がされていない方 ③履行延期等の対象となっていない方 の全てを満たす方とし、令和元年 7 月に催告及び電話納付案内を実施しました。

平成30年度 包括外部監査

第4章 包括外部監査の結果

I こども家庭課

1 児童扶養手当支給事業

[監査結果]

意見20 財務会計システム上の債権管理について

財務会計システムの更新にあたっては、催告日、債務者との交渉履歴を入力する欄を設けて、債権管理をシステムでできるようにすることが望ましい

[講じた措置]

債権管理機能については福祉保健システムに実装しており、「債務者の返納状況」等や催告対象者との交渉記録も福祉保健システムで行っています。

また、児童扶養手当は福祉保健システムを活用して支給事務を行っており、支給台帳による過払額等の管理と債権管理機能による返納額の管理を一体で行っています。

平成 30 年度 包括外部監査

第 4 章 包括外部監査の結果

I こども家庭課

1 児童扶養手当支給事業

[監査結果]

意見 21 児童扶養手当返納金の発生防止について

多額の児童扶養手当返納金が生じることを防ぐために、児童扶養手当の手当額の決定時において、年金の受給資格を確認し、受給資格がある場合には、年金受給手続を説明することが望ましい。

年金事務所が遡及して支給する場合に、児童扶養手当の支給を確認し、市と児童扶養手当の返納に充てることを受給者に納得してもらうことが望ましい。

[講じた措置]

国からの指導に基づき、受給者に対して公的年金併給のお知らせを送付し、公的年金の受給の届出の必要性と、届出が遅れた場合に児童扶養手当の返還が生じる場合があることを周知しました。

平成30年度 包括外部監査

第4章 包括外部監査の結果

VII 障害児福祉保健課

1 障害児施設措置費事業及び法外扶助費について

[監査結果]

意見 22

補助金請求書及び精算書の提出について

補助金請求書及び精算書について、大半の施設において取扱要領に定められた提出期限が守られていない。補助金を適時に支給できるよう、期限遵守について各事業者への指導を徹底することが望まれる。

また、大半の事業者が提出期限を超過している現実を踏まえると、取扱要領の定めが事業者の精算事務等に係る負荷を十分考慮していないことも考えられる。事業者が期限内に請求書や精算書を提出できない理由を把握し、必要に応じて取扱要領を含めた事務処理の見直しを検討されたい。

[講じた措置]

請求書や精算書を期限内に提出できない理由について、複数の事業者へ聞き取りを行ったところ、正確な金額の積算に時間を要することや、業務繁忙により取扱要領上の提出期限に間に合わない月があることが分かりました。

原則として、概算請求は「当初月の5日までに」請求し、精算は「終了後5日以内に」精算することを指導しています。ただし、提出期限に間に合わないことについて、やむを得ない理由がある事情も多いことから、所管課が認める場合は、提出期限を月末まで延期できるよう、取扱要領を改正します。

平成30年度 包括外部監査

第4章 包括外部監査の結果

VIII 青少年育成課

1 青少年3施設運営事業について

[監査結果]

意見23 市と指定管理者との意見交換の記録について

横浜市青少年施設条例第5条第2項によれば、「指定管理者は、横浜市の青少年の育成に関する施策の方針を理解し、青少年の育成のための事業を自ら企画し、及び実施し、並びに市民及び事業者による青少年の育成に関する取組に対する支援を行うものでなければならない。」とされている。

横浜市としては、まず、指定管理者が横浜市の青少年の育成に関する施策の方針を十分に理解していることを確認することが重要であり、その旨を文書化しておくことには意義があるものと思われる。

横浜市と指定管理者との間で実施されている定例会において意見交換した事実関係を議事録に残し、青少年施設のより良い事業運営に役立てることが望ましい。

[講じた措置]

令和元年度から、横浜市と指定管理者との間で実施されている定例会の議事録を作成し、施設のより良い事業運営に役立てています。

平成30年度 包括外部監査

第4章 包括外部監査の結果

IX 放課後児童育成課

1 放課後キッズクラブ事業

(1) 備品購入について

[監査結果]

意見24 放課後キッズクラブ事業で使用する標準的な備品について

要綱において標準的な備品は市が調達し貸与するものと定められているにもかかわらず、実態として事業に必要な備品の多くは業者が購入している状況にある。緊急を要する場合等、やむを得ない事情による側面があるものの、要綱の規定が形骸化している状態は望ましいとはいえない。

また、補助対象経費で購入した備品が、事業者の故意又は重大な過失により滅失等した場合の取扱いが明確でなく、市に損害が生ずる可能性もある。

よって、「標準的な備品」の定義を明確にし、備品管理にかかる事務を見直すことが望ましいと考える。

[講じた措置]

放課後キッズクラブ事業で使用する備品は、「市が調達し貸与するもの」と「事業を運営する際に必要となる備品を事業者が調達するもの」があります。しかし、現在の横浜市放課後キッズクラブ事業実施要綱（以下、「実施要綱」といいます。）では、「標準的な備品は市が調達し貸与するもの」としか定められておらず、実態と異なる部分があります。

そのため「横浜市放課後キッズクラブ事業実施要綱」を改正し、「横浜市が調達し貸与した施設や備品（はまっ子ふれあいスクールで使用していたものも含む）」と、「キッズクラブ事業の実施にあたり運営主体が補助金により取得した備品」に関する取扱いを明確化しました。

「横浜市が調達し貸与した施設や備品（はまっ子ふれあいスクールで使用していたものも含む）」については、従前どおりの取扱いとし、「キッズクラブ事業の実施にあたり運営主体が補助金により取得した備品」の取扱いについては規定がなかったため、「運営主体は善良な管理者の注意をもって取り扱うもの」として要綱で定めました。

平成30年度 包括外部監査

第4章 包括外部監査の結果

IX 放課後児童育成課

2 はまっ子ふれあいスクール事業

(1) 備品購入について

[監査結果]

意見25 「はまっ子ふれあいスクール事業で使用する標準的な備品について」

細目において標準的な備品は市が調達し貸与するものと定められているにもかかわらず、実態として事業に必要な備品の多くは事業者が購入している状況にある。緊急を要する場合等、やむを得ない事情による側面があるものの、細目の規定が形骸化している状態は望ましいとはいえない。

また、委託料で購入した備品が、事業者の故意又は重大な過失により滅失等した場合の取扱いが明確でなく、市に損害が生ずる可能性もある。

よって、「標準的な備品」の定義を明確にするとともに、委託料で購入した備品が、事業者の故意又は重大な過失により滅失等した場合の取扱いを明確にするなど、備品管理にかかる事務を見直すことが望ましい。

[講じた措置]

はまっ子ふれあいスクール事業で使用する備品は、「市が調達し貸与するもの」と「事業を運営する際に必要となる備品を事業者が調達するもの」があります。しかし、現在の横浜市特別支援学校等はまっ子ふれあいスクール事業実施細目(以下、「実施細目」といいます。)では、「標準的な備品は市が調達し貸与するもの」としか定められておらず、実態と異なる部分があります。

そのため実施細目を改正し、「横浜市が調達し貸与した施設や備品」と、「はまっ子ふれあいスクール事業の実施にあたり運営主体が委託料により取得した備品」に関する取扱いを明確化しました。

また、実施細目において「運営主体は、貸与された施設や備品及び、はまっ子ふれあいスクールにて調達した備品については、善良な管理者の注意をもって取り扱うものとし、故意又は重大な過失により滅失し、若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、局長の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。」と規定しました。

平成30年度 包括外部監査

第4章 包括外部監査の結果

IX 放課後児童育成課

3 放課後児童クラブ事業

(1) 実績報告書の内容確認について

[監査結果]

指摘7 補助対象経費の確認について

規則第15条において、補助金の額の確定にあたっては、実績報告書の書類の審査を行い、必要に応じて現地調査等を実施することが求められており、当該実績報告に係る補助事業の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合することを確認する必要がある。

よって、収支報告の記載内容だけでは該当する支出が補助対象経費に含まれるものか判断が難しいものが含まれている場合、詳細な確認は「運営状況調査」にて実施するとしても、実績報告書の審査段階において事業者に支出内容の聞き取りなどを実施する必要があると考える。

[講じた措置]

補助金にかかる実績報告書のチェックシートを各区こども家庭支援課の担当者に送付するとともに、実績報告書の審査段階においても、事業者に支出内容の聞き取りなど詳細の確認を行うこととしました。

平成30年度 包括外部監査

第4章 包括外部監査の結果

X 監査課

1 指導監査について

[監査結果]

意見26 「指導監査について」

施設の一般指導監査は、原則として1年に1回、前年度の指導監査結果等から特に問題がないと認められる場合は2年に1回とされており、前年度に指摘事項があった場合で、翌年度の指導監査の対象としない場合には、改善報告書に記載された改善状況を確認した資料を保管することが望ましい。

[講じた措置]

施設から改善報告書を受領した際には、改善状況を確認できる資料が提出されていることの確認を課内で徹底するとともに、提出された資料を保管します。

平成29年度 包括外部監査

第3章 外部監査の結果

II. 水道事業

8. 固定資産管理

(2) 現場視察状況

[監査結果]

「指摘9」小雀浄水場の休止資産について（水道局経理課及び小雀浄水場）

休止資産など将来の用途が定まっていない場合、その使用範囲又は方法について、当該資産の回収可能価額を著しく低下させる変化に該当することになり、減損の兆候があると判定される。減損の兆候があると判定された場合、通常、遊休資産の回収可能価額については、将来の使用が見込まれていないため、使用価値はゼロであると推定され、回収可能価額は正味売却価額となる。

急速ろ過池及び沈でん池については売却が想定できることから、正味売却価額もゼロとなるため、当該休止部分の資産について減損処理を行う必要がある。

[講じた措置]

横浜市と横須賀市の共用資産である「ろ過池及び沈殿池」は、外部監査人から遊休状態にあり、減損処理を行う必要があると指摘を受けましたが、今後の使用見込みを鑑み、会計処理の方法及びタイミングについて両市で協議を行った上で、令和元年度に当該施設を廃止（有姿除却）することとしました。

平成 29 年度 包括外部監査

第3章 外部監査の結果

II. 水道事業

8. 固定資産管理

(4) 使用停止の資産について

[監査結果]

「指摘 10」減損処理について（水道局経理課及び資産活用課）

平成 28 年度において以下の資産が使用停止となっている。

<平成 28 年度 使用停止資産>

(単位：千円)

資産の種類	資産名称	面積(m ²)	帳簿価額
土地	野毛山プール用地	4,800.8	3,877
土地	旧材料置場	17.6	8
土地	旧資源循環局旭工場要員宿舎	2,140.6	10,445
建物	小雀浄水場公舎第 1 号～第 9 号	470.1	781
建物	西谷浄水場公舎	1,399.2	70,004
建物	寒川公舎	254.6	16,756
計		9,082.9	101,873

これらの固定資産も休止又は遊休資産であり、また撤去予定であるため、前述の休止資産と同様に減損処理又は有姿除却の処理が必要である。ここで建物についてはすべて解体予定であるため、会計上は減損処理もしくは有姿除却の処理を実施すべきである。

また旧材料置場についても、無償で道路局へ管理を依頼する予定であるため使用価値はゼロとなる。そのため、旧材料置場についても減損処理もしくは有姿除却の処理を実施すべきである。

[講じた措置]

指摘のあった資産のうち、土地 2 件（旧材料置場、旧資源循環局旭工場要員宿舎）については、使用価値がゼロであると判断し、平成 30 年度決算において、減損処理を行いました。

残る 1 件の土地（野毛山プール用地）は、関係局との協議の結果、市長部局による有効活用の見込みがあるため、水道局の新市庁舎の取得費用と当該用地を含む水道局資産とを交換する（これを相互有償所管換という）ことを平成 30 年 9 月に決定しました。所管換の手続きは、令和 2 年 6 月に行われる予定です。

また、建物のうち西谷浄水場公舎については、後年度に解体予定のため、減損処理ではなく、平成 30 年度決算において有姿除却を行いました。なお、横浜市と横須賀市の共用資産である残りの 2 件の建物（小雀浄水場公舎、寒川公舎）については、将来の活用見込みがないため、会計処理の方法及びタイミングについて両市で協議を行った上で、令和元年度において有姿除却を行うこととしました。

平成 29 年度 包括外部監査

第3章 外部監査の結果

III. 工業用水道事業

7. 固定資産管理

(2) 未利用土地・建物等の状況

[監査結果]

「指摘 15」未利用公舎建物の評価について（水道局資産活用課及び経理課）

寒川取水事務所付属公舎は休止状態で、居住に必要な維持管理も行われていないことから、通常の減価償却計算に代えて減損を検討する必要がある。減損の要否を判定する際、未利用かつ再利用が見込まれない公舎建物の回収可能価額として再建築価格を用いるのは適切ではなく、売却可能価額（処分可能価額）で評価する必要がある。この公舎建物の敷地の地下には事業用資産があつて売却は困難であるため、全額を減損処理する必要がある。

[講じた措置]

当該資産は指摘 10 の対象に含まれる寒川公舎と同一の資産であるため、指摘 10 の対応と同様に令和元年度に有姿除却を行います。

平成 29 年度 包括外部監査

第3章 外部監査の結果

III. 工業用水道事業

7. 固定資産管理

(2) 未利用土地・建物等の状況

[監査結果]

「指摘 16」長期間未精算の建設仮勘定について（水道局工業用水課及び経理課）
小出川に係る耐震調査工事費は、資産性が認められないで、費用処理する必要がある。境川・引地川に係る耐震調査工事費についても、予備調査費であったと考えられ、調査の結果早急な耐震工事が必要とされなかつたこと、平成 21 年に水道施設耐震工法指針が改正されていることなどから、今後耐震工事が実施される際には改めて耐震調査が必要になる可能性がある。したがって、再度耐震調査を行った場合には、これらの耐震調査工事費についても資産性は乏しく、費用処理が必要となる。

[講じた措置]

再度の耐震調査を実施した小出川については、横須賀市との共用資産であることから、横須賀市と調整の上、令和元年度において除却処理を行います。

また、今後、境川・引地川において再度の耐震調査を実施した場合には、その状況を見た上で除却処理を検討してまいります。

平成28年度 包括外部監査

第4章 外部監査の結果及び意見

III. 高速鉄道事業

3. 損益管理

(2) 費用

⑤経費の内容

[監査結果]

「指摘7」清掃業務の点検・評価について

駅の通路や施設の美観を維持し、清潔に保つことはお客様サービスの基本である。駅職員が清掃業務の実施状況を日々点検していることは資料で確認できるが、複数の駅について清掃状況を視察したところ、十分に清掃できている駅と清掃できていない駅の差が目立っていた。清掃業務の点検・評価が形式的に行われており、清掃作業の品質が適切に評価されていないのではないかと考えられる。

各駅を比較して清掃業務の品質を評価し、それが清掃業者による差であるならば改善を求めるべきである。

[講じた措置]

駅職員の清掃業務の品質水準を高め、各駅の点検・評価を均質的に行うため、まずは、駅施設のうち特にお客様からのご意見をいただくことが多いトイレについて、駅職員だけではなく、専門的な業者によるトイレ点検を今年度より実施しました。これにより、日常の清掃では防ぎきれない汚れの原因や駅ごとの汚れの特性を把握し、日常の清掃業務を受託する事業者にフィードバックすることで、お客様に快適にご利用いただけるように努めております。

この実績を踏まえ、駅構内についても、来年度新たに日常清掃とは別に駅の特性に応じた日常清掃業務を改善するための、駅の特別清掃を実施します。これにより駅のさらなる美化と、清掃に関するノウハウを蓄積するとともに、駅職員の意識を高め、よりしっかりと清掃状況の点検・評価を行い、品質の差を解消できるよう引き続き取り組んでまいります。

平成 28 年度 包括外部監査

第4章 外部監査の結果及び意見

III. 高速鉄道事業

6. 固定資産管理

(5) 固定資産の現物管理

[監査結果]

固定資産の現物管理

「指摘 8」 固定資産台帳の使用について

固定資産台帳は、すべての固定資産の取得時期、取得価額、帳簿価額、設置場所などが記録され、合計額が貸借対照表と一致するものである。また、固定資産台帳に記載されているすべての固定資産は実在するものでなければならない。したがって、すべての固定資産について、現物と台帳の照合が行われることによって実在性が担保される。

しかし、現状は各現場では固定資産台帳を使用せず、独自の管理番号を付して固定資産管理を行っている。そのため、各現場での管理はできていても固定資産台帳と有機的に相互参照できていないため、全体での整合性が取れていない。今後も現場で独自の管理番号を使用するのであれば、管理番号と固定資産台帳を相互参照できるように改善を図る必要がある。

[講じた措置]

固定資産の現物管理について改めて検討した結果、各現場の部品管理台帳に管理番号に加えて固定資産番号を併記することを平成 30 年度末に決定し、令和元年度より併記作業を行いました。これにより、固定資産番号を通じて部品管理台帳に記載された管理番号と固定資産台帳を相互参照できるようになりました。

平成 28 年度 包括外部監査

第4章 外部監査の結果及び意見

III. 高速鉄道事業

6. 固定資産管理

(5) 固定資産の現物管理

[監査結果]

固定資産の現物管理

「指摘 9」 固定資産の管理番号表の運用について

固定資産の管理用に使用している管理番号表は、各現場独自のものであり、管理方法、様式は統一されていない。業務の属人化を避け、業務の効率化を図るためにも、固定資産の管理番号表の使用、様式についてルール統一を図る必要がある。

[講じた措置]

管理番号表の使用、様式について検討した結果、統一書式への移行による転記漏れや運用の混乱を避けるため、各現場で作成している管理番号表に固定資産番号を併記することにしました。これにより、固定資産番号を通じて複数の職員による統一的な管理が可能となりました。

今後も、更なる業務の標準化や効率化を図るため、中長期的に管理書式等の改善を検討していきます。